

(3) 様式集

修学資金の貸付に関する以下の書類は、次頁以降にありますので、必要なものをコピーしてお使いください。

<様式一覧>

様式1号	介護福祉士等修学資金貸付申請書
様式2号	推薦書
様式4号	介護福祉士等修学資金金銭消費貸借契約書
様式5号	誓約書
様式6号	介護福祉士等修学資金送金口座（申込・変更）申請書
様式7号	社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付に伴う個人情報取扱（同意書）
様式8号	在学届
様式9号	介護福祉士等修学資金借受人異動事項等届出書
様式10号	介護福祉士等修学資金連帯保証人変更申請書
様式11号	介護福祉士等修学資金・貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）
様式12号	卒業届
様式13号	資格取得届
様式14号	介護福祉士等修学資金借用証書
様式16号	返還計画
様式17号	業務従事届
様式18号	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書
様式20号	介護福祉士等修学資金返還免除申請書

(様式1号)

介護福祉士等修学資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程及び「福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付実施要綱」の規定により、介護福祉士等修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付希望種別	介護福祉士	※借受人番号		
	社会福祉士	※貸付年月日		年 月 日
養成施設	施設名			(修学年限 年)
	第 学年	入学年月		年 月
フリガナ				
申請者氏名				㊟
生年月日・性別	年 月 日生		(満 歳)	男 ・ 女
現住所	〒			
本籍地				
電 話			携帯電話	
借用希望 期間・金額	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで (月間)			
	①月 額	円 (5万円以内)	か月分	①計 円
	②入学準備金 (20万円以内)	円		
	③就職準備金 (20万円以内)	円		
	合 計	①+②+③ 円		
他の貸付金の 借入状況	他の貸付金を ア. 受けている イ. 受けていない 受けている場合→名称 金額 借受期間 年 月 ~ 年 月 借受の状況 借受中、返済中、猶予(据置)中			
卒業後の 希望就職先	第一希望			
	第二希望			

生計を一つにする家族状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居	職業	収入(月収)
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		

連 帯 保 証 人			
平成 年 月 日			
社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様			
私は、上記の者が社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程及び福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付実施要綱の規定により、介護福祉士・社会福祉士の養成施設の在学中に貸付を受ける修学資金の返還の債務について、連帯して保証します。			
フリガナ		性別	男・女
氏名	⑩	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
現住所	〒	家族数	人
		申込者との関係	
電話番号		携帯電話	
本籍地			
勤務先名			
雇用形態	正規職員・臨時職員・パート・その他 ()		
職 種		月収(税込)	円
勤務先住所	〒	勤務年数	年

- 備考
- ※印の欄には、記入しないでください。
 - 家族状況の欄で就労されている方は、市町村長発行の所得証明を添付してください。
 - 申請者に係る住民票の抄本1通を添付してください。
 - 養成施設等に入学時、年齢が45歳以上で、離職して2年以内の方は、「離職証明書」を添付してください。
 - 連帯保証人の方は、直近の「源泉徴収票」(写しでも可)、または市町村長発行の所得証明書を添付してください。
 - この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。

※提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

推 薦 書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

電話番号

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名



下記の者は、福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付実施要綱の規定による介護福祉士等修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
入学年月日及び学年	平成 年 月 日入学 第 学年
養成施設の修学期間	
氏 名	
所 見 (人物・入学時又は入学前の学業成績等)	※人物・学業成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として、福島県内でその業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。
推薦理由	
推薦順位	位／ 人中 ※推薦人数に対して

※所見や推薦理由は、別紙を添付していただいても結構です。

収入印紙
1,000 円～
2,000 円

割印

(様式 4 号)

介護福祉士等修学資金金銭消費貸借契約書

貸付者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「甲」という。）、借受人（ ）（以下「乙」という。）および連帯保証人（ ）（以下「丙」という。）とは、次のとおり介護福祉士等修学資金金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（介護福祉士等修学資金の貸付）

第 1 条 甲は、乙に対して、以下の条項に従った内容の介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を行います。

（貸付期間）

第 2 条 甲が乙に対して修学資金の貸付を行う期間は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程（以下「規程」という。）第 2 条に定める養成施設等に在学している正規の修学期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日まで）とします。

（貸付方法及び貸付金額）

第 3 条 甲は、乙に対して、年 2 回（4 月、9 月）に分け、貸付金を交付する 15 日（当日が金融機関等の休業日の場合はその前営業日）に、あらかじめ乙が届け出た金融機関の預金口座又は郵便貯金口座に対し振り込みます。ただし、初回の貸付金の交付は 5 月とします。

2 年 2 回により交付する貸付金の額は、1 回あたり金 円（6 か月分）とします。ただし、初回の貸付金にあたっては、入学準備金として金 円を含めて交付します。

3 甲は、乙に対して、修学資金の最終貸付金の交付にあたり、就職準備金として金 円を交付します。

（貸付利子）

第 4 条 修学資金の貸付に係る利子は、養成施設等の修学期間中及び返還の猶予中は無利子とします。

（返還）

第 5 条 乙又は丙は、福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 14 の 1 項に該当するに至ったときは、その日から起算して 14 日以内に返還計画を甲に提出するものとします。

2 甲は、実施要綱第 16 の 1 項により返還の猶予の申請があり、これを承認したときには、申請のあった期間について返還を猶予することができます。

3 乙又は丙は、実施要綱第 13 の 2 項及び第 14、第 17 の 3 項による場合であって、乙又は丙が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとします。

4 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとします。

5 前 3 項により計算した延滞利子の額が 100 円未満であるときは、延滞利子を徴収しないものとし、その徴収額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

(借受人の義務)

第6条 乙は、貸付けた修学資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに甲に届け出なければなりません。

- (1) 乙の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。
- (2) 乙が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 乙が休学し、停学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (4) 乙が留年したとき。
- (5) 乙が卒業したとき。
- (6) 修学資金の貸付を辞退するとき。
- (7) 乙が別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事したとき、又は退職したとき。
- (8) 乙が介護福祉士又は社会福祉士の登録簿に登録したとき。
- (9) 丙の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。

2 乙が死亡したときは、乙の親族又は丙は、事実を証明する書類を添えてその旨を直ちに甲に届け出なければなりません。

3 前項による届出は、貸付けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではありません。

(連帯保証人の義務)

第7条 丙は、本契約により生じる乙の一切の債務について保証し、乙と連帯して責任を負うものとします。

2 丙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに甲に届け出なければなりません。

- (1) 乙が死亡し、又は所在が不明となった場合。
- (2) 丙の届出事項、その他の重要な事項に変更があったとき。

(貸付の休止及び貸付契約の解除)

第8条 甲は、乙が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を行わないものとします。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなします。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙との貸付契約を解除するものとします。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるととき。
- (5) 修学資金の貸付を辞退したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(契約の終了)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了します。

- (1) 乙又は丙が、第5条による修学資金の返還を完了したとき。
- (2) 甲が実施要綱第17の1項又は2項により返還債務の免除を行ったとき。

(費用負担)

第10条 修学資金の貸付に係る書類の収集及び印紙代、修学資金の返還に係る金融機関等の振込手数料等の経費は乙が負担するものとします。

(管轄裁判所の合意)

第11条 本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

(雑則)

第12条 本契約の各条項に関し、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日付け厚生省社援発第164号厚生事務次官通知)及び「介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について」(平成5年5月31日付け社援施第69号厚生省社会・援護局長通知)、規程又は福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱に変更がある場合は、その定めに従い本契約の内容を変更するものとします。

2 本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日付け厚生省社援発第164号厚生事務次官通知)及び「介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について」(平成5年5月31日付け社援施第69号厚生省社会・援護局長通知)、規程又は福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱によるものとします。

3 乙及び丙は、本契約書に記載した個人情報について、本修学資金の貸付に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに予め同意します。

本契約が成立したことを明らかにするため、本契約書を2通作成し、甲乙がそれぞれ1通を持つこととします。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地
氏 名 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
会 長 瀬 谷 俊 雄
電話番号 024-523-1251

(乙) 住 所
氏 名
電話番号

実印

(丙) 住 所
氏 名
電話番号

実印

注) 印鑑は「実印」を押印し、印鑑証明・1部(決定通知の日付から3か月以内に発行されたもの)を添付してください。

誓 約 書

私は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程及び福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付実施要綱の規定に従い、卒業後、福島県内において介護又は相談援助業務等に従事することを誓約します。

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

実印

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務の一切を連帯して負担します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付 に伴う個人情報の取扱

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「介護福祉福祉士等修学資金貸付」（以下「修学資金」という。）における個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱のためのガイドライン」（平成 16 年 11 月、厚生労働省）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

記

1. 個人情報の利用目的

修学資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得状況、就労の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2. 個人情報の利用

修学資金の貸付に係る事務を掌るため、上記 1 の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 高等学校又は大学、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等

貸付の申込・決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、貸付の申請者・借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

(2) 他の都道府県社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

(3) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(4) 各種金融機関

修学資金の交付に関する払込、修学資金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(5) その他の関係機関

修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令又は条例の規定に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理

- (1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。
- (3) 修学資金の貸付に関わる個人情報については、修学資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。もし、修学資金の貸付に関わって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

(苦情対応担当) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会地域福祉課長

(苦情対応責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-523-1250 FAX 024-524-3618

電子メール chiiki@fukushimakenshakyō.or.jp

【同意書】 ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には□内にチェックを入れ、自署・押印してください。

私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、修学資金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署名

印

在 学 届

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 所 在 地

借受人番号

氏 名

㊞

下記のとおり在学状況を、届け出ます。

記

生徒氏名	課 程	学年	在学状況	休学・停学期間中の場合はその開始期日又は復学期日
	介護福祉士 社会福祉士		修学中・休学中・停学中	

注) 養成施設等の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設等の名

養成施設等の住所

学校・施設長名

㊞

介護福祉士等修学資金借受人異動事項等届出書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名 ㊟
電話番号
借受人との関係

福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の借受人としての届出事項について、変更等があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		
借受人氏名	(旧)	(新)
住 所	(旧) 〒 -	(新) 〒 -
電話番号(携帯 電話を含む)	(旧)	(新)
死亡・所在不明	年 月 日 (確認できる証明書等の写しを添付)	
勤務先 (従事業務の 異動、退職又は 転職など)	旧・勤務先名 旧・勤務先の種別 及び従事業務 旧・勤務先住所 及び電話番号 退職期日 (年 月 日)	
	新・勤務先名 新・勤務先の種別 及び従事業務 新・勤務先住所 及び電話番号 転職期日 (異動日 年 月 日)	
その他		

注) 死亡の場合、除籍証明書(又は死亡診断書の写し)を添付すること。
退職した場合は離職証明、転職した場合は雇用通知の写しを添付すること。

介護福祉士等修学資金連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

㊞

福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の連帯保証人としての届出事項について、変更があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
フリガナ			
新・連帯保証人 氏 名			
新・連帯保証人 の生年月日	年 月 日生 (満 歳)	借受人との 関係	
現住所	〒 -	電話番号	
勤務先	名 称	職業	
	所在地	年収	
旧連帯保証人	氏 名		
	変更理由		
連帯保証書			
年 月 日			
社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様			
新・連帯保証人 氏名			
実印			
私は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程及び福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付実施要綱を承知し、借受人_____と連帯し、その債務を負うことを誓約します。			

- 備考 1 印鑑証明を1通添付してください。
2 所得証明書など、収入を証明できる書類を1通添付してください。

(様式 11 号)

介護福祉士等修学資金・貸付停止・再開・辞退届
(休学・停学・退学・復学等)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記の事項について届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退 ・ 貸付期間の延長		
届出理由	1 養成施設等の休学・停学（その期間→ 2 養成施設等の退学 3 養成施設等の留年（理由と事実を証明する書類を添付してください。） 4 養成施設等への復学 5 転学・進路変更（転学・進路変更内容を記載してください。） 6 その他（理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。）		
休学・停学期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで		
退学・復学・転学をした期日	年 月 日（退 学・復 学・転 学）		
借受人と届出者との関係			
届出事項の発生年月日	年 月 日		

注) 提出理由の 1～5 の場合は、養成施設等の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設等の名
養成施設等の住所
学校・施設長名

印

(様式 12 号)

卒 業 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

介護福祉士養成学校・施設または社会福祉士養成施設を卒業したので届出ます。

借受人番号	卒業年月	種 別	資格取得の状況
	年 月	介護福祉士・社会福祉士	取得・未取得

注) 養成施設等の長の証明を受けること。

注) 介護福祉士、又は社会福祉士登録簿に登録したときは、速やかに「資格取得届」(様式 13 号)を提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

養成施設等の名

養成施設等の住所

学校・施設長名

印

(様式 13 号)

資 格 取 得 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記の資格を取得したので届出ます。

借受人番号	国家試験合格年月	国家試験合格種別
	年 月	介護福祉士・社会福祉士

注) 介護福祉士、又は社会福祉士登録簿に登録した後、登録証の写しを添付し、速やかに提出すること。

介護福祉士等修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号		※貸付開始年月日	
養成施設名			
借受人の住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏 名		実印	年 月 日 (歳)

私は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程及び福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱を承知し、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、福島県内の福祉施設等で従事することを誓約し、借受人として次のとおり修学資金の貸付けを受けました。この修学資金は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程及び福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱の規定に従い返還いたします。

月 額		円
借用期間	年 月 から 年 月 までの	箇月
入学準備金		円
就職準備金		円
借用金額		円
修学資金返還事由の発生時における振替口座	※福島県内の金融機関の口座に限る。 ①金融機関名 ⑤口座名義 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号	

連帯保証人 住 所
氏 名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担することを確約いたします。

- (備考)
- ※印欄には記入しないでください。
 - 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
 - 印鑑は「実印」を押印し、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

返還計画

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付による貸付を受けた修学資金を、下記のとおり返還します。

借受人番号		借受人氏名	
借用期間	年 月 日	～	年 月 日
借用金額	円		
返還金額	(総額) 円	1 回の返還金額	円
一部免除申請	無 ・ 有 (円)		
返還方法	1 月 賦 (回払い) 2 一 括 (残額の一括返還 → 一括返還金額 円)		
返還期間	年 月 日	～	年 月 日
返還理由 (該当項目に ○印を付けて ください)	1 辞退・退学・進路変更 2 介護・相談援助業務等に従事しなくなった 3 県外で就労することになった 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 5 その他 (以下に記入してください。)		

注) 返還期間中に、残額を一括返還したい場合は本様式を使用し、以下のとおり記入し、一括返還したい月の1か月前までに福島県社会福祉協議会に提出してください。→「返還方法」の「残額の一括返還」の欄にその金額を記入し、本会所定の口座に送金してください。

(様式 17 号)

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり、業務に従事（予定）していることを届出ます。

借受人番号		
住 所	〒 -	
氏 名		
業務従 事先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
勤務開始（予 定）年月日又 は勤務期間	年 月 日～ 年 月 日	
勤務中断期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由	-----	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者名

印

介護福祉士等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

印

福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付による貸付を受けた修学資金の返還について、返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号	借受人氏名	
借受時の 養成施設	所在地	
	養成施設名	
	卒業等年月	年 月 日 (卒業・中退)
借用金額	円	
借用金額の 内訳	修学資金(月額)	円(年 月～年 月まで)
	入学準備金	円
	就職準備金	円
返還猶予 申請額	円	
返還猶予 申請期間	年 月～年 月 まで (年 箇月間)	
申請理由 (該当項目 に○印を付 けてくださ い)	1 県内で介護・相談援助業務等に従事 2 在学中(養成施設等名) 3 被災 4 心身の故障 5 その他(以下にその理由を記入してください。)	
理由発生 年月日	年 月 日	

注) 申請理由が確認できる書類を添付すること。(業務従事届、在学証明、罹災証明、診断書等)

(様式 20 号)

介護福祉士等修学資金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

印

福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付により貸付を受けた修学資金の返還について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	所在地		
	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 (卒業・中退)	
借用金額	円		
借用金額の 内訳	修学資金(月額)	円	(年 月～年 月まで)
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
返還免除 申請額	円		
申請理由 (該当項目 に○印を付 けてくださ い)	1 県内の指定施設で所定の年数(3年・5年)以上、介護・相談援助業務等に従事した 2 国の指定された施設で5年以上、介護・相談援助業務等に従事した 3 心身の故障(診断書等、その状況が確認できる書類を添付) 4 県内の指定施設において、修学資金の貸付を受けた期間以上、介護・相談援助業務等に従事した 5 その他(以下にその理由を記入してください。)		
勤務先及び 業務従事 状況	(勤務先名)	(業務従事状況)	
		年 月 日～	年 月 日まで
		年 月 日～	年 月 日まで
		年 月 日～	年 月 日まで

注) 申請理由の1、2及び4の場合は、直近の勤務先の「業務従事届」を添付すること。